

（1987）が提唱した「道徳性発達理論」を、教育相談員が、今日の日本の実態に合うように（？）、アレンジしたものです。

外見上は同じ行為であっても、動機や意図などによって、その行為の道徳的価値には幅広い段階（第一段階～第八段階）があります。

このような「道徳性の段階」について、自分自身を重ねることによって、折々における自分自身の「道徳性」を知ることができ、その一助としていただければ幸いです。

——以下は、交通法規の遵守に関する各段階の具体的な行為とその動機、道徳的心情です。

《道徳性の段階》

第一段階……自分の意志と判断でやるべきことを頑としてやらす、やっつけはけないことをやる。——自分自身の判断や都合によって、交通法規を否定（無視）し、守らない。

第二段階……やる意志はあるが、何らかの理由や事情によって、やらない（やれない）。——交通法規の内容も、交通法規を守ることの大切さも承知しているが、何らかの事情で、どうしても交通法規を守れない。

第三段階……他者からの注意や叱責、

罰則を受けないように行動する。——交通違反によって、注意されたり、怒られたり、ペナルティ（反則金・減点・運転免許停止など）を科せられたりしないために、交通法規を守る。

第四段階……自分の利害（損得）で行動する。——交通違反によって、社会的な名声が傷つけられたり、ペナルティを受けたり、時間を奪われたりすることは、自分にとって損であると考え、交通法規を守る。

第五段階……他者からの評価や承認、称賛を求めて行動する。——交通法規を守ることによって、人から、「きちんとした人。良識のある人。優良ドライバー。」と褒められるので、交通法規を守る。

第六段階……決まりは集団の秩序と安全のために定められていると考え、決まりをきちんと守って行動する。——交通法規は、人々の生命と安全、生活を守るために定められていると考え、遵守する。

第七段階……社会の秩序を尊重し、所属集団に貢献することは自分自身の人間的な成長につながると考え、行動する。——交通法規を守ると同時に、自らの人間性の向上につながると自覚し、遵守する。

第八段階……普遍的な倫理を志向して行動する。——罰則や叱責、損得、評価、称賛、貢献などに一切とらわれず、ごく自然に交通法規を遵守する。



挿絵：田中好文先生

教育相談員自身は、第六段階か第七段階の「道徳性」と自己評価したいところですが、正直に告白しますと、23年前の夏の夜、対向車も後続車もない滑走路のような国道で不意に停止を命じられ、「交通反則告知書」（指定速度違反）を渡されたとき、反省や悔悟の念よりも、我

が身の不運を嘆く身勝手な感情が明らかに上回っていました。そして、この「交通反則告知書」はその後ずうっと、老生の「交通安全御守」になっていますが、今でも時々、車の運転中に、あのときの身勝手な感情がよみがえり、何となくペナルティを気にしていることがありますので、第三段階と考えています。

大人が不誠実で、傲慢であるのに、また、大人社会で嘆かわしい犯罪や不正行為が相次いでいるにもかかわらず、学校教育に社会の健全化・浄化の全責任を課し、子どもに一方的に道徳を求めるのは、大人のエゴであり、「道徳性」の低さによるものでしょう。

ぜひとも、大人も、行動できない自分から、行動できる自分に……。さらに、指示や叱責、罰則、評価などの他律的な判断基準で行動する自分から、自律的に行動する自分に……。すなわち、今現在の「道徳性」を一段階ずつ高めていくために、常に努力し続ける大人であつてほしいものです。

新年早々、生意気を申し上げましたことにお詫びを申し上げます。猛省し、あらためて、この新しい年、令和2年子年が、「いや重げ吉事」の一年でありますよう、心よりお祈り申し上げます。